

総合計画に関連する個別計画策定状況

策定状況（平成21年12月現在）：◎策定済み，○順調に進捗，△遅れている，□未着手

計画期間終了後の対応：○新たに策定，□計画期間を延長，△中間見直し，×計画期間終了のため廃止

基本方針	個別の指針・計画の名称	策定の趣旨・目的	策定状況	策定時期 (予定)	計画期間	計画期間 終了後の 対応	新たに策 定する計 画の期間	主管課
1 コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり	市民活動促進基本指針	市民活動の支援や活動促進のための環境づくりなど，市民活動団体との協働推進のための方策についての基本的な考え方をとりまとめたものである。	◎	H18.3	H17～	-	-	コミュニティ課
2 健康で共に支え合うまちづくり	健康さつませんたい21	全ての市民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を築くため，国の「健康日本21」に基づく本市の健康づくりの計画を策定するものである。	◎	H19.3.8	H19～22 4年間	□ (前計画を H23まで延 長)	H24～33 10年間	市民健康課
	母子保健計画	育児不安を和らげたり親子の心の健康づくりを支援することにより，子どもの健やかな成長を促進するための計画であり，ライフステージごとの子育てビジョンを体系化し，思春期，妊娠期，育児期に分けて策定するものである。	◎	H19.3.8	H19～23 5年間	□	H24～33 10年間	市民健康課
	地域福祉計画	これからの福祉は限られた公的サービスだけではなく，地域に暮らす多様な人々が抱える生活課題を地域住民，事業者，行政など地域の様々な主体が互いに協力して課題解決を図っていかねばならない。地域の特性や実情を踏まえながら地域福祉の推進を総合的かつ計画的に進めていく基本的な指針として策定するものである。	◎	H19.3.27	H19～23 5年間	□ (前計画を H23で改定し 計画延長)	H24～28 5年間	福祉課
	老人福祉計画	高齢者を取り巻く新たな社会情勢や多様化するニーズに的確に対処し，高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心した生活を送ることができる地域づくりを目指して策定するものであり，新しい高齢者支援の仕組みと施策展開の方向性を示すものである。	◎	H21.3	H21～23 3年間	○	H24～26 3年間	高齢・障害福祉課
	障害者計画	「障害者基本法」に基づき，障害者のための施策に関する基本的な事項を策定するものである。	◎	H19.3.30	H18～23 6年間	○	H24～29 6年間	高齢・障害福祉課
	障害福祉計画	「障害者自立支援法」に基づき，障害福祉サービス等の確保に関する実施計画を策定するものである。	◎	H21.3	H21～23 3年間	【※国の動向 が明確でなく 次期計画の策 定時期未定】	-	高齢・障害福祉課

総合計画に関連する個別計画策定状況

策定状況（平成21年12月現在）：◎策定済み，○順調に進捗，△遅れている，□未着手

計画期間終了後の対応：○新たに策定，□計画期間を延長，△中間見直し，×計画期間終了のため廃止

基本方針	個別の指針・計画の名称	策定の趣旨・目的	策定状況	策定期期 (予定)	計画期間	計画期間 終了後の 対応	新たに策 定する計 画の期間	主管課
2 健康で共に 支え合うまちづ くり	介護保険事業計画	介護が必要な高齢者に対し必要なサービスを一体的・総合的に提供し，介護保険事業に係る保険給付を円滑に実施するため，介護保険法第117条の規定に基づき策定するものである。	◎	H21.3	H21～23 3年間	○	H24～26	国保介護課
	次世代育成支援対策地域 行動計画	次代を担う子どもと子育て家庭への支援策として，一人の子どもが生まれ成長する過程を総合的に支援するために策定するものである。	◎	H17.3	H17～26 10年間	△ 後期計画策 定(H22.3)	-	子育て支援課
3 地域の特色 を活かした教 育・文化のまち づくり	生涯学習推進計画	全庁的に生涯学習を推進するため，総合計画との一体的な推進をめざして，生涯学習の具体的な行動計画として策定するものである。	◎	平成19年 度	H20～27 7年間	-	-	コミュニティ課
	子ども読書活動推進計画	本計画は，「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づき策定するものであり，本市における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や具体的な取組を示すものである。	◎	H17.3	H17～21 5年間	□	H22～26	図書館

総合計画に関連する個別計画策定状況

策定状況（平成21年12月現在）：◎策定済み、○順調に進捗、△遅れている、□未着手

計画期間終了後の対応：○新たに策定、□計画期間を延長、△中間見直し、×計画期間終了のため廃止

基本方針	個別の指針・計画の名称	策定の趣旨・目的	策定状況	策定期期 (予定)	計画期間	計画期間 終了後の 対応	新たに策定する計 画の期間	主管課
4 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり	地域防災計画	本計画は、災害対策基本法第42条に基づき策定するもので、本市における防災業務の大綱を定めたものである。	◎	H17.3.24	H17～ 終期なし	-	-	防災安全課
	原子力防災計画	本計画は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災業務の大綱を定めるものである。	◎	H16.10.12	H16～ 終期なし	-	-	防災安全課
	交通安全計画	交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与するため、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、平成18年度から22年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めるものである。	◎	H18.12.28	H18～22 5年間	○	H23～27 5年間	防災安全課
	国民保護計画	本計画は、国民保護法第35条に基づき武力攻撃事態等において国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、行動計画を定めるものである。	◎	H19.2.19	H19～ 終期なし	-	-	防災安全課
	災害時要援護者避難支援計画	本計画は、市のほか、福祉関係機関、医療関係機関、自治会に代表される市民の相互扶助組織など、災害時あるいは災害の発生するおそれがある事態において、災害時要援護者の避難支援を積極的に行うことが期待される機関の避難支援に関する体制の構築を図ることを目的とする。	○	H21.12	H21～ 終期なし	-	-	防災安全課
	環境基本計画	環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、環境負荷の少ない循環型社会の形成、持続可能な社会への転換を図るために、薩摩川内市環境基本条例第8条の規定に基づき策定するものである。	◎	H19.9	H19～26 8年間	□	H27～36 10年間	環境課
	一般廃棄物処理計画 ごみ処理基本計画	廃棄物処理法第6条第1項に基づき、ごみ処理行政を地域環境保全政策の中心的役割を担うものとしてとらえ、本市におけるごみ処理体系の中・長期間の施策を示すとともに、将来構築されるべき、より合理的なごみ処理体系の形成に資することを目的として策定するものである。	◎	H18.10.10	H18～32 15年間	-	-	環境課
	一般廃棄物処理計画 生活排水処理基本計画	廃棄物処理法第6条第1項に基づき、本市におけるし尿・浄化槽汚泥の排出量を把握し、将来の排出量を予測することにより、生活排水の安定した適性処理に努め、もって生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るために策定するものである。	◎	H17.9.1	H17～31 15年間	-	-	環境課

総合計画に関連する個別計画策定状況

策定状況（平成21年12月現在）：◎策定済み，○順調に進捗，△遅れている，□未着手

計画期間終了後の対応：○新たに策定，□計画期間を延長，△中間見直し，×計画期間終了のため廃止

基本方針	個別の指針・計画の名称	策定の趣旨・目的	策定状況	策定時期 (予定)	計画期間	計画期間 終了後の 対応	新たに策 定する計 画の期間	主管課
5 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり	薩摩川内ブランド計画	地域発の商品・サービスのブランド化と、地域イメージのブランド化を結びつけ、好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むという持続的な地域経済の活性化を図ることを目的として策定するものである。	◎	H21. 3	H21～26 6年間	-	-	シティセールス 推進準備室
	農業振興基本計画	本市の今後の農・畜産業の計画的な振興を図るため、地産地消推進事業計画も包含した計画として策定するものである。	◎	H20. 3	H20～24 5年間	□	H25～29 5年間	農政課
	経営基盤強化促進法に基づく薩摩川内市基本構想	農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づき農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を策定するものである。	◎	H18. 3	H18～22 5年間	□	H23～27 5年間	農政課
	薩摩川内農業振興地域整備計画	本計画は、農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づき策定するものであり、農業振興地域における農業振興策の計画的な実施を目的とするものである。	○	H20年度	H21～25 5年間	□	H26～30 5年間	農政課
	薩摩川内市鳥獣被害防止計画	本計画は、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、深刻化する鳥獣被害に対し農林水産業の発展及び農山村地域振興に寄与するため、被害防止施策を計画として策定するものである。	○	H22. 2 (県認定 予定)	H21～23 3年間	-	-	農政課 林務水産課
	薩摩川内市食育・地産地消推進計画	本計画は、食育基本法に基づき、国・県の食に関する計画との整合性を図り、市民が生涯にわたって心身とのみ健全で、こころを豊かに穏やかな暮らしを送っていくことを推進するために策定するものである。	◎	H19. 3	H19～	-	-	農政課
	薩摩川内市バイオマスタウン構想	資源の再利用やリサイクルの視点から、市内に賦存するバイオマス資源を利活用し、新産業や雇用の創出、農林業の振興を図ることをもくてきとし策定するものである。	□	H23年度 予定	H24～28 5年間	-	-	農政課
	農業農村整備事業管理計画	本計画は、農業・農村における各種施策の連携を図り、計画的かつ効果的に事業を展開するために策定するものである。	◎	毎年度更新	-	-	-	耕地課

総合計画に関連する個別計画策定状況

策定状況（平成21年12月現在）：◎策定済み，○順調に進捗，△遅れている，□未着手

計画期間終了後の対応：○新たに策定，□計画期間を延長，△中間見直し，×計画期間終了のため廃止

基本方針	個別の指針・計画の名称	策定の趣旨・目的	策定状況	策定期期 (予定)	計画期間	計画期間 終了後の 対応	新たに策 定する計 画の期間	主管課
5 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり	農村環境計画	環境に対する国民の関心が高まる中，農業農村整備事業の計画段階においても，農業の多面的機能の発揮や環境との調和に配慮することが必要になっていることから，環境に配慮した事業展開の基本となる計画を策定するものである。	◎	H20. 3	H20～ 終期なし (上位計画 の変更によ り見直し)	-	-	耕地課
	森林整備計画	本計画は，適切な森林整備を推進することを目的として策定するものであり，本市における森林関連施策の方向性や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定めるものである。	◎	H17. 4	H17～26 10年間 (5年ごとに見直 し)	□	H22～31 10年間	林務水産課
	中心市街地活性化基本計画	コンパクトシティの形成に向けて平成18年6月に改正された中心市街地活性化法に基づき策定するものである。	○	H20. 12	H21～25 5年間	-	-	商工振興課
	観光振興基本構想	基礎調査を基に，交通基盤の現状やこれまでの観光への取組みを考慮しつつ，新たなる観光振興への基本構想を，観光協会及びホテル・旅館組合等と一体となって策定するものである。	◎	H19. 2. 20	H19～26 8年間	-	-	観光課

総合計画に関連する個別計画策定状況

策定状況（平成21年12月現在）：◎策定済み，○順調に進捗，△遅れている，□未着手

計画期間終了後の対応：○新たに策定，□計画期間を延長，△中間見直し，×計画期間終了のため廃止

基本方針	個別の指針・計画の名称	策定の趣旨・目的	策定状況	策定時期 (予定)	計画期間	計画期間 終了後の 対応	新たに策 定する計 画の期間	主管課
6 都市力を創 出するまちづく り	既設公的賃貸住宅等活用 計画	市内の公営住宅等（約2,400戸・一般住宅を含む。）の ストックを効率的かつ総合的に活用するための方針や建 替え事業・改善事業等の活用手法選定方針、活用計画等 を定めるものである。	◎	H18.3	H18～27 10年間	△ H22	-	建築住宅課
	緑の基本計画	市域の緑地の保全・整備を図るとともに、公共施設や 道路・水路等の緑化を推進するために策定するものであ る。	□	H21年度	H21～35 15年間	-	-	建設整備課
	公共サイン計画	本市における道路標識等の設置に係る様式及び寸法等 について基本方針を定めたものである。	◎	H16.10	H16～	-	-	都市計画課
	都市計画マスタープラン	本市の概ね20年間で実施する都市づくりの基本方針 となる計画を策定するものである。	◎	H19.3.30	H19～38 20年間	-	-	都市計画課
	川内駅周辺地区土地区画 整理事業 事業計画	土地区画整理法第52条に基づき、土地区画整理事業の 基本的方針等を定めるものである。	◎	H15.7	H15～22 8年間	□	H15～25 8年間	都市計画課
	川内駅周辺地区土地区画 整理事業 実施計画	土地区画整理事業の国庫補助を受けるために、補助対 象事業の実施計画を策定するものである。	◎	H15.7	H15～22 8年間	□	H15～25 8年間	都市計画課
	川内駅周辺地区土地区画 整理事業 都市再生整備 計画	九州新幹線川内駅開設に伴う駅東地区の人にやさしい 新しい駅前空間及び駅周辺地区の住みやすい快適な住空 間の想像を目的として都市再生整備計画を策定するもの である。	◎	H16.8	H17～21 5年間	×		都市計画課
	温泉場土地区画整理事業 事業計画	土地区画整理法第52条に基づき、土地区画整理事業の 基本的方針等を定めるものである。	◎	H13.1	H12～23 12年間	□ H20.9.9 計画変更	H12～30 19年間	入来区画整理推進室
	温泉場土地区画整理事業 実施計画	土地区画整理事業の国庫補助を受けるために、補助対 象事業の実施計画を策定するものである。	◎	H13.1	H12～23 12年間	□ H20.11.1 9 計画変更	H12～30 19年間	入来区画整理推進室
温泉場土地区画整理事業 都市再生整備計画	市民の良好な居住空間を創出すると共に、温泉街とし ての秩序ある発展を目的として、都市再生整備計画を策 定するものである。	◎	H18.3	H18～22 5年間	×	-	入来区画整理推進室	

総合計画に関連する個別計画策定状況

策定状況（平成21年12月現在）：◎策定済み，○順調に進捗，△遅れている，□未着手

計画期間終了後の対応：○新たに策定，□計画期間を延長，△中間見直し，×計画期間終了のため廃止

基本方針	個別の指針・計画の名称	策定の趣旨・目的	策定状況	策定期期 (予定)	計画期間	計画期間 終了後の 対応	新たに策 定する計 画の期間	主管課
6 都市力を創 出するまちづく り	天辰第一地区土地区画整 理事業 事業計画	土地区画整理法第52条に基づき，土地区画整理事業の 基本的方針等を定めるものである。	◎	H10.2	H9～25 17年間	×	-	天辰区画整理推進室
	天辰第一地区土地区画整 理事業 実施計画	土地区画整理事業の国庫補助を受けるために，補助対 象事業の実施計画を策定するものである。	◎	H10.2	H9～25 17年間	×	-	天辰区画整理推進室
	天辰第一地区土地区画整 理事業 都市再生整備計 画	市民の良好な居住空間を創出すると共に，天辰地区の 秩序ある発展を目的として，都市再生整備計画を策定す るものである。	◎	H21.3	H21～25 5年間			天辰区画整理推進室
	天辰第二地区土地区画整 理事業 事業計画	土地区画整理法第52条に基づき，土地区画整理事業の 基本的方針等を定めるものである。	○	H22年度	H22～ 未定	-	-	天辰区画整理推進室
	天辰第二地区土地区画整 理事業 実施計画	土地区画整理事業の国庫補助を受けるために，補助対 象事業の実施計画を策定するものである。	○	H22年度	H22～ 未定	-	-	天辰区画整理推進室
	向田地区かわまちづくり 計画	国土交通省による川内川向田地区堤防の質的強化対策 工事に合わせ，良好な水辺景観の創出や親しみやすく利 活用しやすい河川空間を創造についての整備方針となる 計画を策定するものである。	○	H21年度 (予定)	H22～24	-	-	建設政策課
	地域情報化計画	情報通信技術の便益を最大限に引き出し，安全で豊か な活力ある地域社会を形成するために策定するものでは ある。	◎	H15.12	H16～26 11年間	○	H27～36 10年間	情報政策課
	国土利用計画 薩摩川内 市計画	市土が現在及び将来における市民のための限られた資 源であるとともに，生活及び清算を通ずる諸活動の共通 の基盤であることに鑑み，公共の福祉を優先させ，自然 環境の保全を図りつつ，地域の自然的，社会的，経済的 及び文化的条件に配慮して，健康で文化的な生活環境の 確保と市土の均衡ある発展を図るために，本計画を策定 するものである。 (※市の計画については，平成23年度に策定される鹿児 島県国土利用計画を基本とし，本市区域内の国土利用の 方向性を示す予定である。)	□	未定	未定	-	-	企画政策課

総合計画に関連する個別計画策定状況

策定状況（平成21年12月現在）：◎策定済み，○順調に進捗，△遅れている，□未着手

計画期間終了後の対応：○新たに策定，□計画期間を延長，△中間見直し，×計画期間終了のため廃止

基本方針	個別の指針・計画の名称	策定の趣旨・目的	策定状況	策定期期 (予定)	計画期間	計画期間 終了後の 対応	新たに策 定する計 画の期間	主管課
7 みんなで進める市民参画のまちづくり	男女共同参画基本計画	男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を図るために、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定するものである。	◎	H18.3	H18～27 10年間	-	-	コミュニティ課
8 持続可能な行財政運営の推進と政策形成能力の向上によるまちづくり	定員適正化方針	公的サービスについて市役所による直接的な業務フィールドを縮小するなかで、民間による活動フィールドを拡大させる道筋を職員の定員面からとりまとめたもの。	◎	H17.9.30	H17～21 5年間	○ H22.3予 定	H22～26 5年間	行政改革推進課
	定員適正化方針 (第2次)	スリムな行政体制の構築を目指し、職員数の適正管理と事務事業の民営・委託化、組織の見直しや業務の合理化を進めるため策定するもの。	○	H22.3 (予定)	H22～26 5年間	-	-	行政改革推進課
	職員人材育成基本方針	本市職員の人材育成戦略として、高い業務遂行意欲と能力を備えた人材の育成を図るために、努力した職員が正当に評価されるような成果重視の人事制度の構築並びに職員の意識改革や能力開発等を計画的かつ効果的に推進するために策定するものである。	◎	H18.3	H18～21 4年間	○	H22～H26 5年間	総務課
	アウトソーシング方針	公的サービスについて市役所による直接的な業務フィールドを縮小するなかで、民間による活動フィールドを拡大させる道筋を職員の施設運営の面からとりまとめたもの。	◎	H17.9.30	H17～21 5年間	×	-	行政改革推進課
	公有財産利活用基本方針	アウトソーシング方針を発展的に見直し、市が所有する財産について、財産の有効活用、民間活力の活用、管理経費の最小化を図るため、財産の所有に関する基本的な考え方、財産仕分けの考え方を取りまとめたもの。	○	H22.3 (予定)	H22～26 5年間	-	-	行政改革推進課
	市政改革大綱	基本的で本質的な市政の在り方と、その取り組み課題に対する改革の方向性を示すもの。	◎	H17.3.1	H17～21 5年間	×	-	行政改革推進課
	市政改革大綱（第2次）	本市の招来都市像の実現と「誰もが住みたくなり、また住み続けたいと思うまち」を目指して、市政改革に取り組むための指針として策定したものの。	○	H22.3 (予定)	H22～26 5年間	-	-	行政改革推進課

総合計画に関連する個別計画策定状況

策定状況（平成21年12月現在）：◎策定済み，○順調に進捗，△遅れている，□未着手

計画期間終了後の対応：○新たに策定，□計画期間を延長，△中間見直し，×計画期間終了のため廃止

基本方針	個別の指針・計画の名称	策定の趣旨・目的	策定状況	策定期期 (予定)	計画期間	計画期間 終了後の 対応	新たに策 定する計 画の期間	主管課
8 持続可能な 行財政運営の推 進と政策形成能 力の向上による まちづくり	市政改革大綱 改革アクションプラン	市政改革大綱を具体的かつ計画的に推進するために策定するもの。	◎	H17.3.1	H17～21 5年間	×	-	行政改革推進課
	市政改革大綱 改革アクションプラン（第2次）	市政改革大綱を具体的かつ計画的に推進するために策定するもの。	○	H22.3 (予定)	H22～26 5年間	-	-	行政改革推進課
	外郭団体見直し指針	市政改革大綱に基づき，外郭団体のあり方を示し，自主的・自立的経営の促進に資するため策定するもの。	◎	H18.3.1	H17～21 5年間	×	-	行政改革推進課
	外郭団体見直し指針（第2次）	市政改革大綱に基づき，外郭団体のあり方を示し，自主的・自立的経営の促進に資するため策定するもの。	○	H22.3 (予定)	H22～26 5年間	-	-	行政改革推進課
	中長期財政運営指針	合併特例法による交付税特例が段階的に縮小される10年後までに，持続可能な財政運営のできる財務体質を持った南九州の地方拠点都市へと生まれ変わる必要があるため，今後10年間の財政改革の指針を定めるものである。	◎	H16.11.9	H16～26 11年間	△ H22.3予 定	-	財政課

総合計画に関連する個別計画策定状況

策定状況（平成21年12月現在）：◎策定済み，○順調に進捗，△遅れている，□未着手

計画期間終了後の対応：○新たに策定，□計画期間を延長，△中間見直し，×計画期間終了のため廃止

基本方針	個別の指針・計画の名称	策定の趣旨・目的	策定状況	策定期期 (予定)	計画期間	計画期間 終了後の 対応	新たに策 定する計 画の期間	主管課
一体化躍動プラン	薩摩川内版地域力創造プログラム	将来都市像「市民が創り 市民が育む 交流躍動都市」の実現を目的に策定するものである。	◎	H21. 3	H21～26 6年間	-	-	企画政策課
	薩摩川内市教育振興基本計画	より中期的な視点に立ち，総合的かつ計画的に教育の振興に関する施策を展開するために策定するもの。	○	H22. 7 (予定)	H22～26 5年間	-	-	教育総務課
	過疎地域自立促進計画	過疎地域の自立促進を図るため，過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づき策定するものである。	◎	H16. 12	H17～21 5年間	□ (予定)	5年間の 延長	企画政策課
	辺地総合整備計画（5年計画）	当該辺地に係る公共的施設の総合的，かつ，計画的な整備を促進し，辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るために策定するものである。	◎	H18. 9	5年間 (計画の開始期 は区域によって 異なる)	○	5年間 (計画の開始期 は区域によって 異なる)	企画政策課
	薩摩川内市定住自立圏共生ビジョン	定住自立圏全体を対象とし，当該定住自立圏の将来像や定住自立圏形成方針に基づき推進する具体的取組を記載するものである。	○	H22. 3 (予定)	H22～ 26 (予定)	-	-	企画政策課
	ふるさと景観計画	潤いのある豊かな生活環境の創造，個性的で活力ある地域社会の実現を図ることにより，本市の持つ景観資源を市民共通の財産として保全活用し，次世代へ引き継ぐために策定するものである。	◎	H20. 11	H21～26 6年間	-	-	都市計画課